

外部送信規律の遵守状況に関する調査

株式会社野村総合研究所
I C T・コンテンツ産業コンサルティング部

2025年12月24日



Envision the value,
Empower the change



本資料の構成

1. 調査の概要・実施方法等

- 調査の概要
- 調査フロー
- 調査対象の総合判定基準

2. 調査結果

- 総合判定
- 法令上の義務として満たす必要がある項目への対応
- 法令上の義務に準じて満たすことが望まれる項目／法令上の義務を具体化・詳細化した項目への対応
- ガイドライン等で推奨される項目への対応

1. 調査の概要・実施方法等

調査の概要

■ 調査の背景・目的

- 令和4年6月に成立した改正電気通信事業法において、利用者の利益に及ぼす影響が少くない電気通信役務を提供する電気通信事業を営む者に対し、利用者に関する情報を外部に送信する場合には、当該利用者に対し確認の機会を付与することを義務付ける規律（電気通信事業法第27条の12。以下「外部送信規律」という）が新設され、令和5年6月16日に施行されたところである。
- 本報告では、主要なパソコン等からアクセスするウェブサイト（以下「Web」という）やモバイル端末からアクセスするアプリケーション（以下「アプリ」という）における外部送信規律の遵守状況について調査し、その遵守状況を整理する。

■ 調査対象：計217サンプル（Web：108、アプリ：109）

- アクセス数が多いWeb・アプリの中から、様々な業種・サービスが含まれるよう配慮して抽出
※各サービス提供者の事業へ影響のあることが想定されるため、具体的な調査対象の名称については非公表としている

■ 調査対象の分類

分類名	サンプル数	定義
Web・アプリいずれか一方		
Webのみ	37	アプリでのサービス提供が確認できなかったサービス ※アプリストア等で検索してもヒットしないことを確認
アプリのみ	38	Webではサービスの主要な機能が提供されておらず、アプリでの利用が前提とされているサービス（例：決済やGPS機能の搭載、スマートフォン・タブレットを前提としたUI、利用シーンに鑑みた事業者側の判断等）
Web・アプリ両方		
両方-Web部分	71	Web及びアプリのいずれも提供しているサービスのWeb
両方-アプリ部分	71	Web及びアプリのいずれも提供しているサービスのアプリ

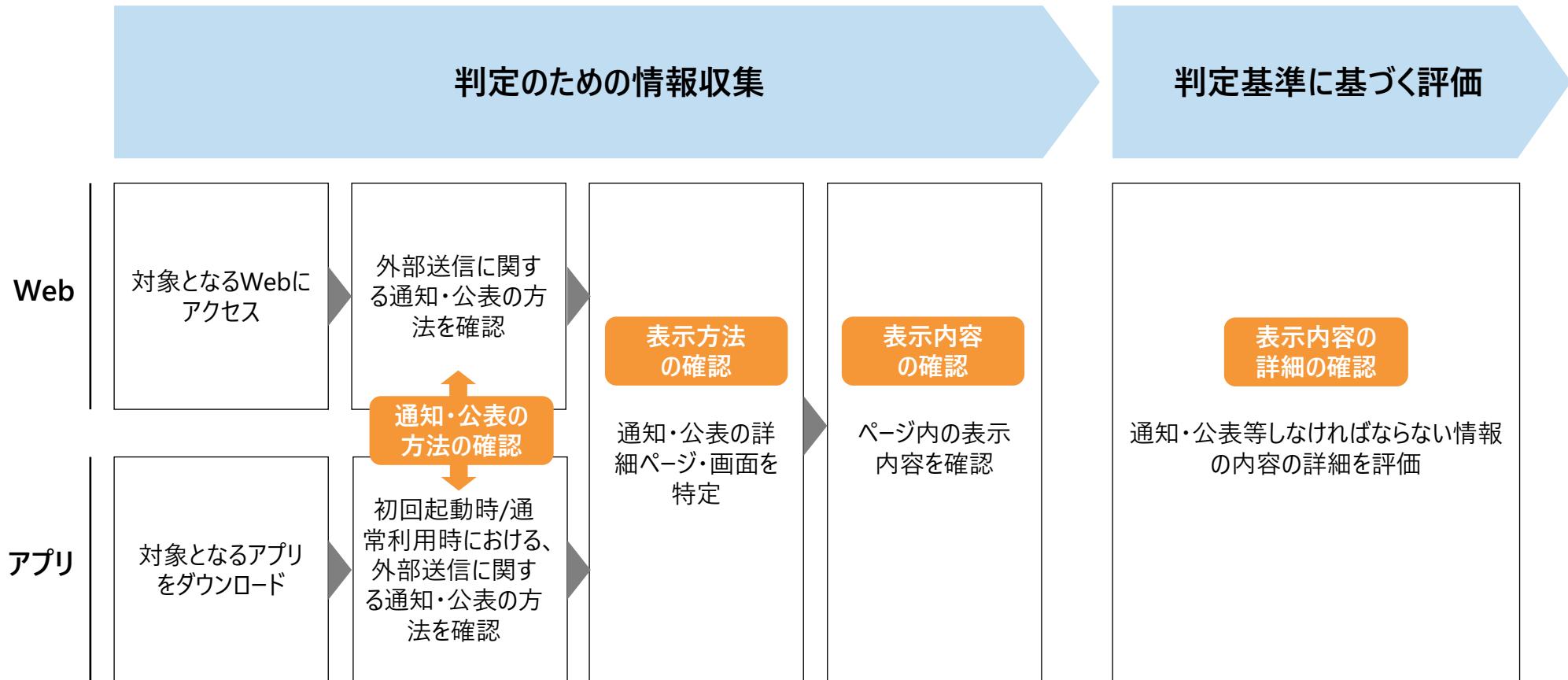
■ 調査項目・総合判定基準

- 法令・ガイドラインに基づき、調査項目を設定（参考資料p.16-18）
- 調査項目に基づき、各ウェブ及びアプリにおける外部送信規律の遵守状況を評価する総合判定基準を策定（p.4）

1. 調査の概要・実施方法等

調査フロー

- 抽出した217サンプルに対して、各Web・アプリにおける通知・公表の方法や通知・公表等しなければならない情報等について、目視で確認し、整理



1. 調査の概要・実施方法等

調査対象の総合判定基準

- 調査項目（参考資料参照）に基づき、外部送信規律の遵守状況について、以下に示す基準に沿って総合判定を実施

総合判定	基準	基準の内訳※
S	規律に対応できている	法令上の義務として満たす必要がある項目、及び法令上の義務に準じて満たすことが望まれる項目／法令上の義務を具体化・詳細化した項目をすべて対応している
A	規律におおむね対応できている	法令上の義務として満たす必要がある項目をすべて対応している
B	規律への対応が十分ではない	法令上の義務へ何らかの対応がされている
C	まったく対応が見られない	法令上の義務へ何も対応されていない

※電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和7年9月26日個人情報保護委員会・総務省告示第2号）、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン 解説（令和7年12月12日版）をもとに判定。

※なお、今回の調査手法は目視によるものであるため、視認で判断しきれない項目は基準に含めていない

2. 調査結果

調査結果のサマリ

■ 全体の調査結果

- 外部送信規律の対象となるサービスの中で、法令上の義務の遵守率は、「アプリのみ」では約7割で、「Webのみ」では4割にとどまる。両方あるサービスは、「Web部分」と「アプリ部分」で遵守率に大きな差分はない（p. 6-7）

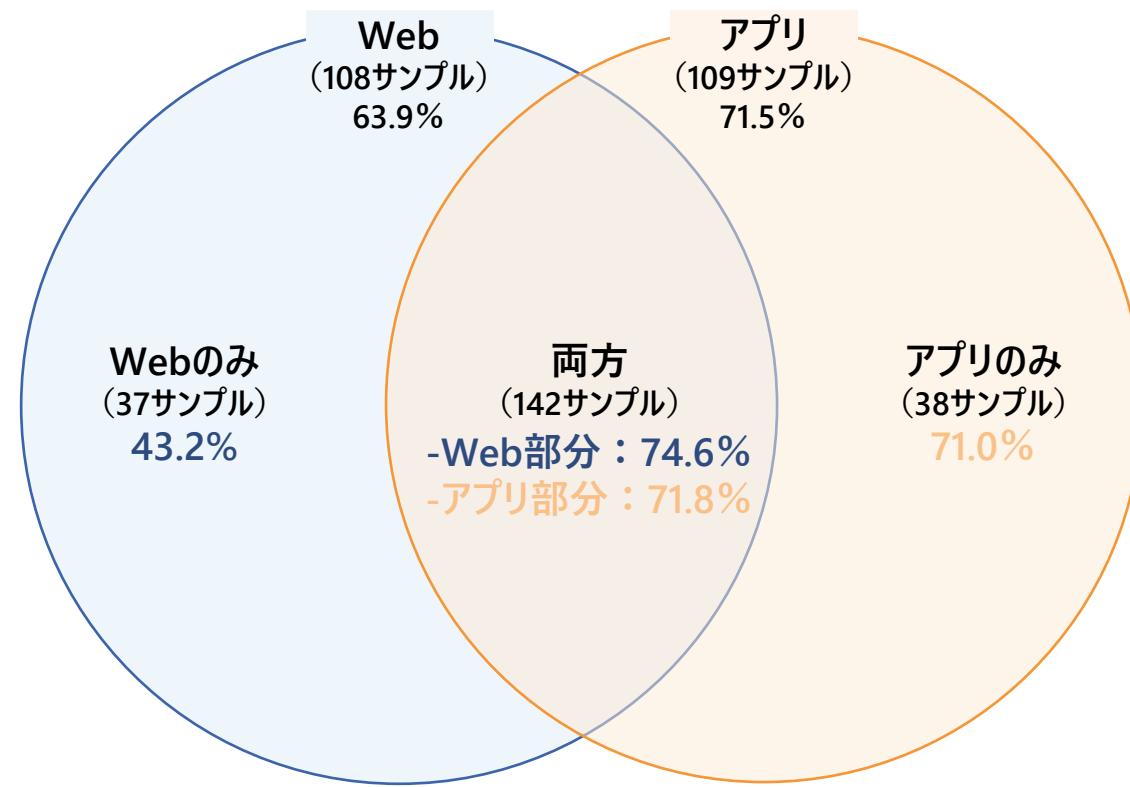
■ 調査項目ごとの結果

- 「Webのみ」の方が「アプリのみ」よりも遵守率が低い理由として、主に以下が挙げられる
 - 情報の通知・公表を行っている割合が「Webのみ」の方が低い（p.8）
 - 送信情報を、情報送信指令通信ごとに記載している割合が「Webのみ」の方が低い（p. 9）
- 「アプリのみ」が「Webのみ」よりもS判定が多い理由として、主に以下が挙げられる
 - 利用目的を送信元・送信先別で個別に記載している割合は、「アプリのみ」が「Webのみ」よりも高い（p. 11）
- 「Webのみ」と「アプリのみ」のいずれにおいても遵守率の低い項目があり、主に以下が挙げられる
 - 送信先名を記載できていないものが、「Webのみ」と「アプリのみ」のいずれも1割強。（p. 13）

2. 調査結果 | 総合判定

外部送信規律の対象となるサービスの中で、法令上の義務の遵守率は、「アプリのみ」では約7割で、「Webのみ」では4割にとどまる。両方あるサービスは、「Web部分」と「アプリ部分」で遵守率に大きな差分はない。

外部送信規律の対象サービス（Web・アプリ）の遵守率（n=217）



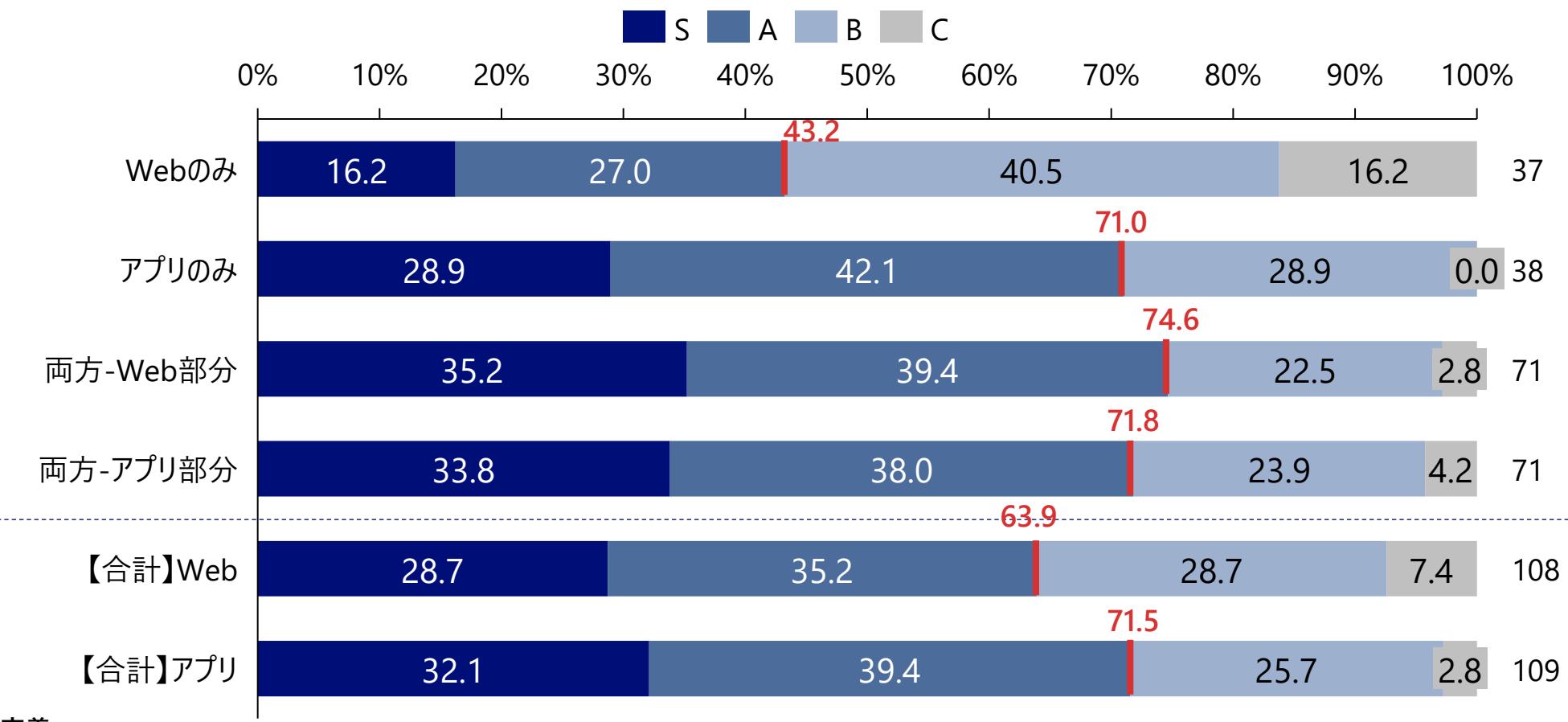
定義

- ・遵守率：調査対象のうち、項目種別①（法令上の義務として満たす必要がある項目）をすべて満たしているサービスの割合

2. 調査結果 | 総合判定

総合判定A以上のサービスの割合は、「Web」が「アプリ」よりも低い。
また、「Webのみ」はA以上が約4割で、他分類と比較して低い割合。

総合判定 (n=217)



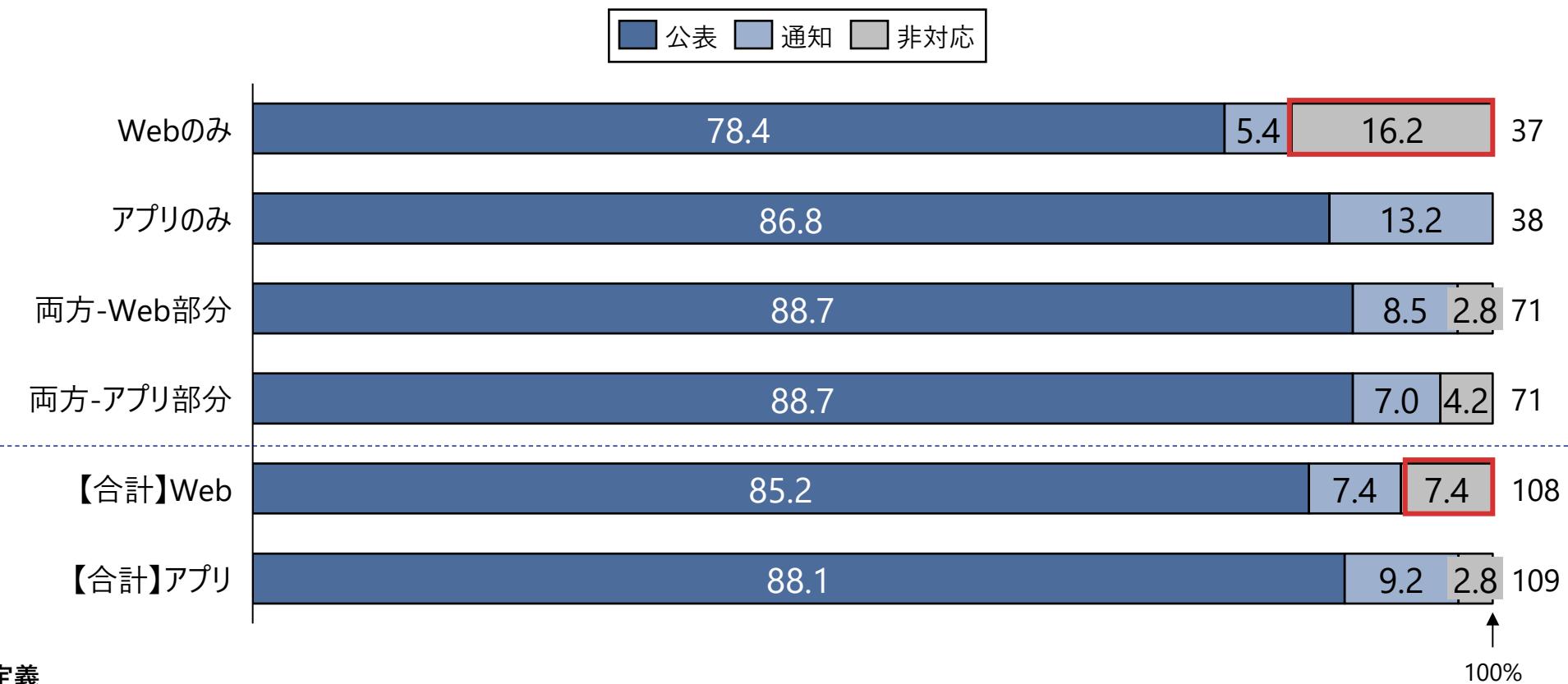
定義

- ・【合計】Web : 「Webのみ」と「両方-Web部分」をまとめた合計、【合計】アプリ : 「アプリのみ」と「両方-アプリ部分」をまとめた合計

2. 調査結果 | 法令上の義務として満たす必要がある項目への対応

通知・公表を行っていない割合（C判定の割合）は、「Web」が「アプリ」よりも高い。

通知の方法、公表の方法 (n=217)



定義

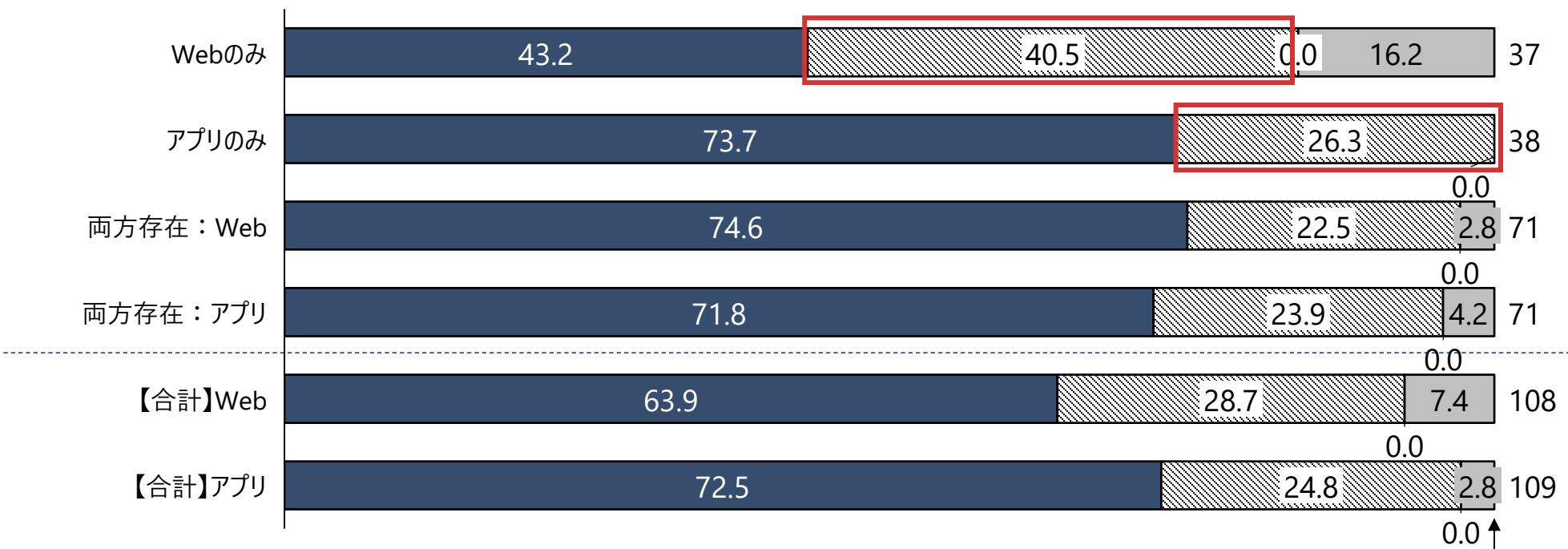
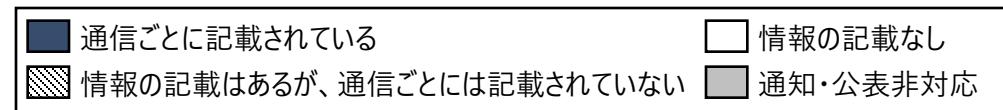
- ・通知：Webサイトやアプリを利用する際本来のコンテンツの前面に確認機会の付与が提供されるもの（同意しないとサービスが利用できないものを含む）
- ・公表：Webサイトのフッターやアプリのメニュー等から確認機会の付与が提供されるもの
- ・【合計】Web：「Webのみ」と「両方-Web部分」をまとめた合計、【合計】アプリ：「アプリのみ」と「両方-アプリ部分」をまとめた合計

2. 調査結果 | 法令上の義務として満たす必要がある項目への対応

通知・公表を行っているサービスの中でも、送信される情報を、情報送信指令通信ごとに記載していないものが、「Webのみ」では4割にのぼり、「アプリのみ」よりも多い。

送信情報の記載 (n=217)

送信されている情報が情報送信指令通信ごとに個別に記載されているか



定義

・【合計】Web : 「Webのみ」と「両方-Web部分」をまとめた合計、【合計】アプリ : 「アプリのみ」と「両方-アプリ部分」をまとめた合計

注：調査結果は、25/12/11時点版

2. 調査結果 | 法令上の義務として満たす必要がある項目への対応

参考) 送信情報が情報送信指令通信ごとに記載されている例

- 送信情報が情報送信指令通信ごとに記載されている

当社サービスを利用される方に関する情報を送信しているパートナーのサービスは以下のとおりです。各パートナーのプライバシーポリシーおよびオプトアウト（利用の停止）は外部リンクとなります。オプトアウトについての記載があるものは、リンクをクリックしてその後の指示に従うことで、送信先での利用の停止を行えます。

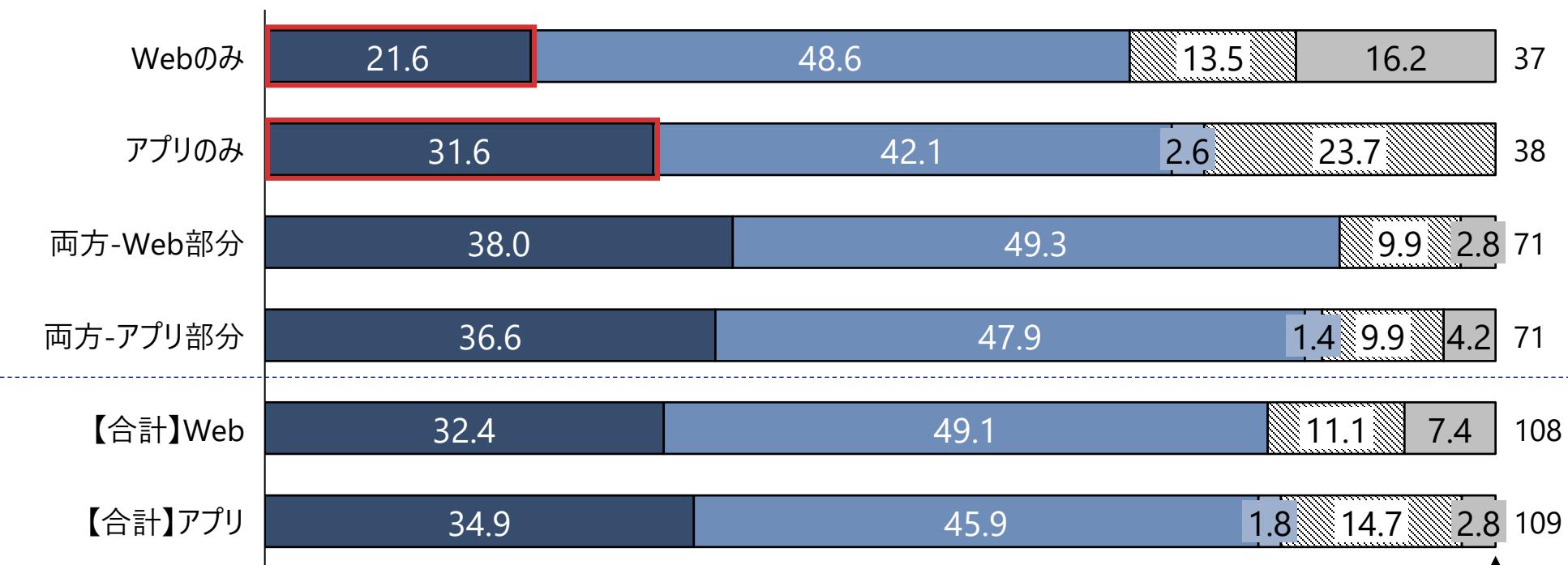
- ▶ (ページ名)
- ▶ (ページ名)
- ▼ (ページ名)

送信先サービス名	サービス名（情報収集モジュール）
送信先企業名	企業名
送信先利用目的	<ul style="list-style-type: none">広告の効果測定およびプロダクトの改善のためサービス等のご利用状況等を調査、分析するためサービス等を安全にご提供するためお客様に適したサービス等をご提供するため
送信される情報	<ul style="list-style-type: none">デバイス情報（広告識別子、スペック、国・地域情報、通信環境など）ブラウザ情報（ユーザーエージェントなど）ユーザー情報操作情報（アプリ情報、イベント情報、アクティビティ、メッセージ表示状態、検索キーワードなど）履歴情報（閲覧履歴、アプリ/サイト固有の履歴など）位置情報
リンク	<ul style="list-style-type: none">プライバシーポリシーオプトアウト（利用の停止）
弊社利用目的	<ul style="list-style-type: none">広告の配信および最適化のため広告の効果測定およびプロダクトの改善のためサービス等のご利用状況等を調査、分析するためサービス等の改善および新たなサービス等を検討するためサービス等を安全にご提供するためお客様に適したサービス等をご提供するため

2. 調査結果 | 法令上の義務に準じて満たすことが望まれる項目/法令上の義務を具体化・詳細化した項目への対応

利用目的を送信元・送信先別で個別に記載している割合は、「アプリのみ」が「Webのみ」よりも高い。

利用目的 (n=217)



定義

・【合計】Web : 「Webのみ」と「両方-Web部分」をまとめた合計、【合計】アプリ : 「アプリのみ」と「両方-アプリ部分」をまとめた合計

2. 調査結果 | 法令上の義務に準じて満たすことが望まれる項目/法令上の義務を具体化・詳細化した項目への対応

参考) 利用目的が送信元・送信先別に個別で記載されている例、
送信先・送信元どちらのものであるか不明瞭な例

▼良い例

当社サービスを利用する方に関する情報を送信しているパートナーのサービスは以下のとおりです。

各パートナーのプライバシーポリシーおよびオプトアウト（利用の停止）は外部リンクとなります。オプトアウトについての記載があるものは、リンクをクリックしてその後の指示に従うことで、送信先での利用の停止を行えます。

送信先サービス名	サービス名（情報収集モジュール）
送信先企業名	企業名
送信される情報の利用目的	<ul style="list-style-type: none">広告の配信および最適化のため
情報の送信先における利用目的	<ul style="list-style-type: none">広告の効果測定およびプロダクトの改善のため
送信される情報	<ul style="list-style-type: none">デバイス情報（広告識別子、スペック、国・地域情報、通信環境など）ブラウザ情報（ユーザーエージェントなど）ユーザー情報操作情報（アプリ情報、イベント情報、アクティビティ、メッセージ表示状態、検索キーワードなど）履歴情報（閲覧履歴、アプリ/サイト固有の履歴など）位置情報 <p>• 利用目的が送信元・送信先別に個別で記載されている</p>
リンク	<ul style="list-style-type: none">プライバシーポリシーオプトアウト（利用の停止）

▼悪い例

当社サイトは、収集した情報について、利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

利用目的	<ul style="list-style-type: none">広告の効果測定およびプロダクトの改善のためサービス等のご利用状況等を調査、分析するためサービス等を安全にご提供するためお客様に適したサービス等をご提供するため
送信される情報	<ul style="list-style-type: none">デバイス情報（広告識別子、スペック、国・地域情報、通信環境など）ブラウザ情報（ユーザーエージェントなど）ユーザー情報操作情報（アプリ情報、イベント情報、アクティビティ、メッセージ表示状態、検索キーワードなど）履歴情報（閲覧履歴、アプリ/サイト固有の履歴など）位置情報
リンク	<ul style="list-style-type: none">プライバシーポリシーオプトアウト（利用の停止）

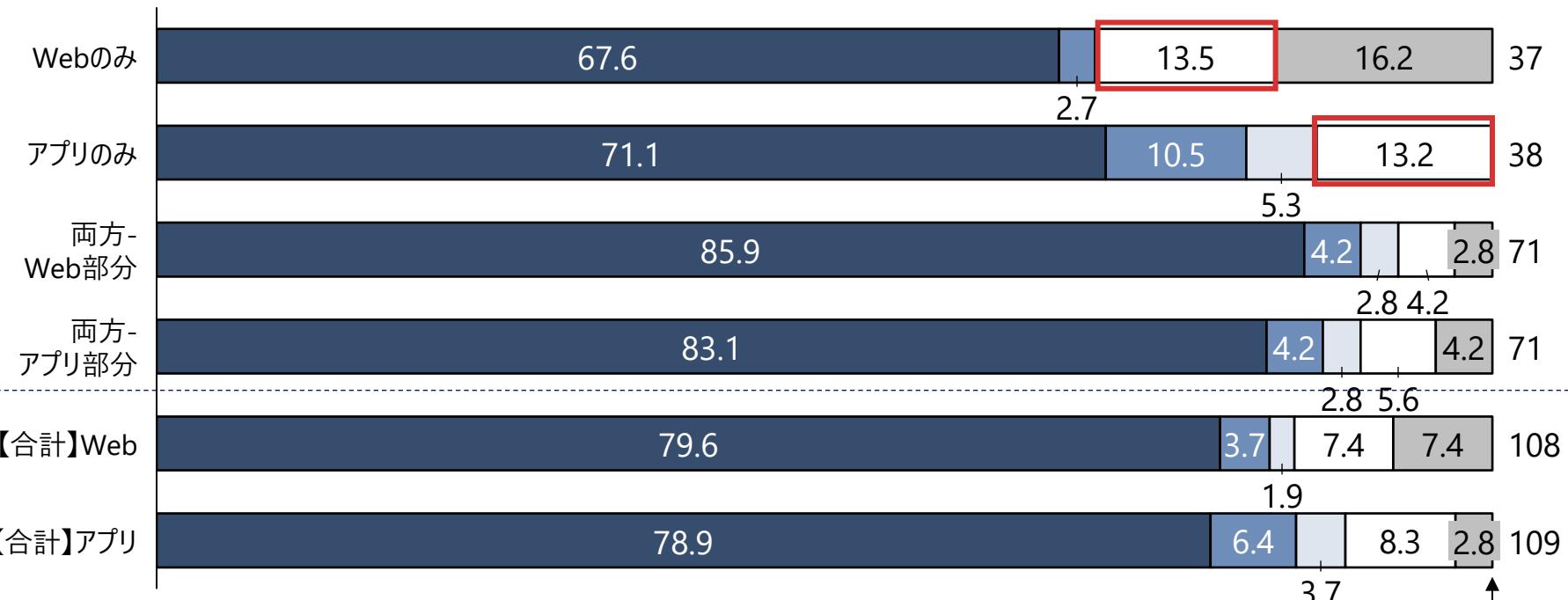
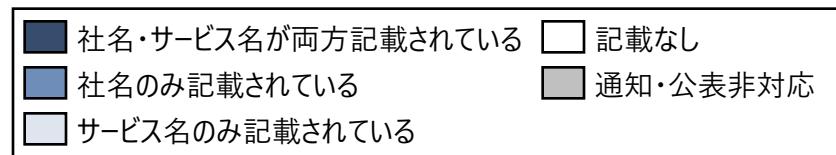
• 送信先・送信元どちらの利用目的を指しているか判然としない

2. 調査結果 | 法令上の義務として満たす必要がある項目への対応

通知・公表を行っているサービスの中でも、送信先名を記載できていないものが、「Webのみ」と「アプリのみ」のいずれも1割強。

送信先名の記載 (n=217)

情報送信指令通信ごとに情報を取り扱うこととなる者の氏名（社名）又は名称（サービス名）の記載があるか



定義

・【合計】Web：「Webのみ」と「両方-Web部分」をまとめた合計、【合計】アプリ：「アプリのみ」と「両方-アプリ部分」をまとめた合計

2. 調査結果 | ガイドライン等で推奨される項目への対応

(参考) ガイドライン等で推奨される項目は、総合判定に関わらず一定数のサービスが対応している。

国・地域の記載 (n=217)

情報送信指令通信ごとに送信先の国・地域が記載されているか



S 29.0 71.0 31

A 7.9 92.1 38

B 0.0 100.0 31

Web

S 25.7 74.3 35

A 9.3 90.7 43

アプリ

B 0.0 100.0 28

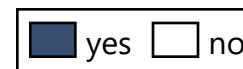
↑
100%

※総合判定Cは掲載を割愛

注：調査結果は、25/12/11時点版

問い合わせ先の記載 (n=217)

外部送信規律の記載のあるページ内にサービス運営事業者の問い合わせ先が明示されているか



93.5 6.5 31

92.1 7.9 38

64.5 35.5 31

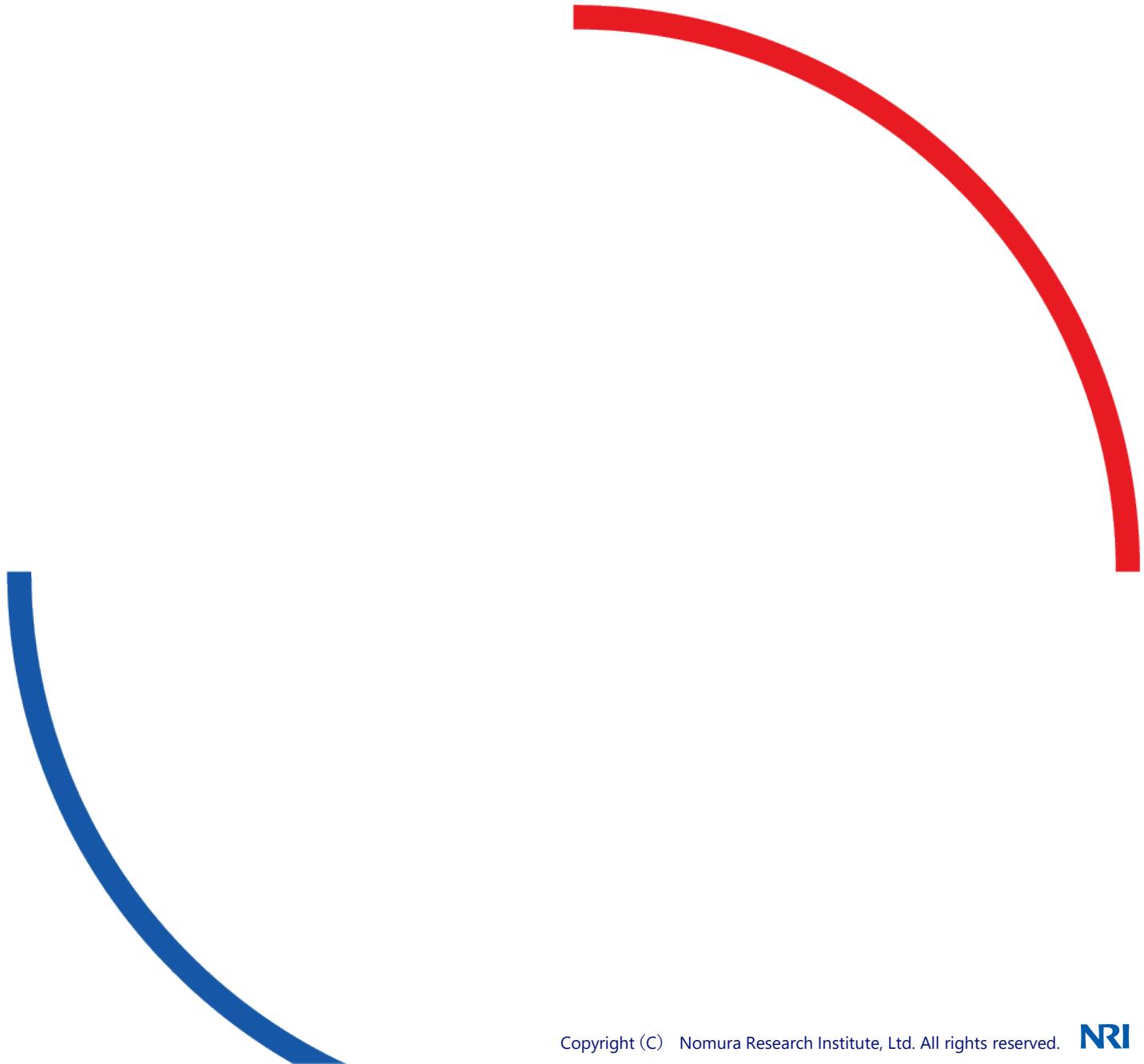
94.3 5.7 35

83.7 16.3 43

67.9 32.1 28

↑
100%

參考資料



調査項目①法令上の義務として満たす必要がある項目

※1電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、

※2 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

※3 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和7年9月26日個人情報保護委員会・総務省告示第2号）

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン 解説（令和7年12月12日版）

調査項目	法 ^{※1}	施行規則 ^{※2}	GL・GL解説 ^{※3}	項目	定義	値
① 法第27条 の12				確認機会の付与がされているか	通知・公表のいずれかの実施有無	0. 対応なし, 1. 通知, 2. 公表,
	第22条の2の 28 第1項第1号	第51条第2項 第1号	通知又は 公表の方 法	①平易な日本語 か	適切な日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること (外国語や専門用語は確認機会の妨げとなるとは言い難い)	0.無, 1. 有
	第22条の2の 28 第1項第2号	第51条第2項 第2号		②見やすいか	操作を行うことなく、文字が適切な大きさで利用者の端末に表示される (文字サイズがサイトやアプリ内で利用している標準的な文字と同等サイ ズ)	0.無, 1. 有
	第22条の2の 29柱書、第1 号	第51条第5項 第1号	送信情報		情報送信指令通信ごとに <u>個別に記載されている</u>	0.無, 1. 個別に記 載, 2. 個別には記 載されていない
	第22条の2の 29第2号	第51条第5項 第2号		送信先	情報送信指令通信ごとに情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称 の記載がある（基本は氏名（社名）だが、わかりやすい方を記載す る）	0.無, 1. 有
	第22条の2の 29第3号	第51条第5項 第3号	利用目的の記載		情報送信指令通信ごとに利用目的についての <u>何らかの記載がある</u> （個 別ではないが何らか記載がある or 送信先か送信元かわからないが個別 の記載あり）	0.無, 1. 有

参考資料

調査項目②法令上の義務に準じて満たすことが望まれる項目／法令上の義務を具体化・詳細化した項目

※1電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、

※2 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

※3 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和7年9月26日個人情報保護委員会・総務省告示第2号）

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン 解説（令和7年12月12日版）

調査項目	法 ^{※1}	施行規則 ^{※2}	GL・GL解説 ^{※3}	項目	定義		値
②	法第27条の12	第22条の2の 28 第1項第3号	第51条第2項 第3号	通知又は公表の方法	容易に確認できるか	視認性の高い文字色を使用、情報量が多い場合はページの階層化	0.無, 1.有
		第22条の2の 29	第51条第5項 第3号関係	利用目的の記載方法	送信元における利用目的	送信元における利用目的であることが <u>情報送信指令通信ごと個別に記載</u> されている	0.無, 1.有
		第51条第5項 第3号関係			送信先における利用目的	送信先における利用目的であることが <u>情報送信指令通信ごと個別に記載</u> されている	0.無, 1.有

参考資料

調査項目③ガイドライン等で推奨される項目

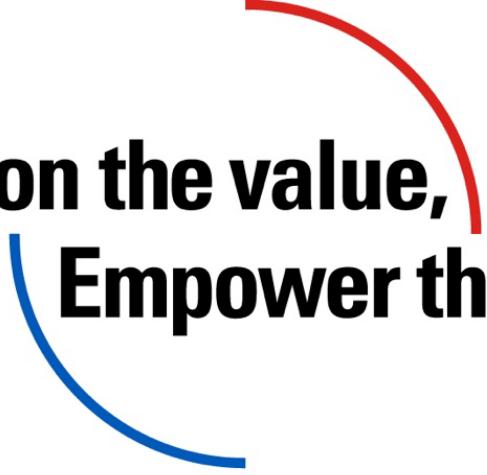
※1電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、

※2 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

※3 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和7年9月26日個人情報保護委員会・総務省告示第2号）

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン 解説（令和7年12月12日版）

調査項目	法 ^{※1}	施行規則 ^{※2}	GL・GL解説 ^{※3}	項目	定義	値
③	-	-	第51条第5項関係	オプトアウト措置の有無	オプトアウト措置ができる旨が記載されているか否か／オプトアウトのリンクが記載されている	0.対応なし 1.説明のみ 2.外部リンク 3.ページ内完結
				データの保持期間の記載がある	情報送信指令通信ごとにデータの保持期間の記載がある場合のみ	0.無, 1.有
				送信先の国・地域	情報送信指令通信ごとに送信先の国・地域の記載がある場合のみ	0.無, 1.有
				問い合わせ先の記載がある	外部送信規律の記載のあるページ内にフォーム・メール等の記載があるか	0.無, 1.有
			第51条第2項関係	タイトルや見出しに外部送信規律に関する記載がある	外部送信規律に関する内容が含まれることがタイトルや見出し等に記載されている 例：外部送信、第三者への情報送信	0.無, 1.有



**Envision the value,
Empower the change**